

## 1. 法曹養成研修生学習室の利用について

法曹養成研修生学習室として利用できる部屋及びその利用条件は次のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置により、以下の学習室を例年どおり使うことができない可能性があります。

法曹養成研修生学習室		主な用途	利用条件
①	法学部棟 6 階 601、602 号室	自習用	前年度に修了した法曹養成研修生 利用可能期間は <b>4月1日～9月30日</b>
A	法学部棟 6 階 611 号室	演習用	
②	法学部棟 6 階 603～605 号室	自習用	法曹養成研修生一般
③	法学部棟 6 階 606 号室		
B	法学部棟 6 階 608 号室	演習用	
C	法学部棟 6 階 610 号室		

### 【注意事項】

- (1) 貴重品の管理はご自身で行ってください。
- (2) 2023 年度に修了した法曹養成研修生は、半年間（2024 年 9 月 30 日まで）に限り法学部棟の学習室①及び A が利用できます。同年 10 月 1 日以降も引き続き法曹養成研修生として受け入れられた場合は、部屋の移動を行っていただきます。  
なお、603～606 号室の学習室は、2023 年度に修了した法曹養成研修生も利用可能です（ただし、自習室として使用できる座席は上記表の①～③のうち 1 席のみ）。603～606 号室の利用を希望する場合は、鍵の受取りの際に事務室にその旨を申し出てください。

## 2. ロッカーの利用について

法学部棟 6 階 601、602 号室のロッカーは、法学部棟 1 階にあり、法学部棟 6 階 603～606 号室のロッカーは、法曹養成研修生学習室内にあります。